

茨城県立水戸第一高等学校・附属中学校の部活動に係る活動方針

令和5年4月

1 部活動の基本的な考え

部活動は、生徒により自主的・自発的に企画・運営されるべきものであるが、一方で県立学校における活動である以上、県教育委員会の定める一定の基準に基づることが前提となる。

本校においては、「茨城県部活動の運営方針（改訂版）」（令和4年12月。以下「県運営方針」という）を至誠一貫の精神で遵守しつつ部活動を実施する。その主な内容は2～3に示すとおりである。なお、限られた時間や環境の中で創意工夫しつつ、最大の効果を追究していく姿勢は、生涯を通じ、あらゆる局面で重要となる。部活動についても、このような姿勢を身につけていくため、例えば医科学等の学問的知見やICT等の先端技術の活用など、知恵を絞り、工夫を凝らしていく。

また、本方針の実施過程においては、生徒や顧問の活動実態や意見等を把握しつつ適切に検証を行い、その結果に応じて必要な改善策を検討したり、関係機関に提案したりするなどしていく。

2 適切な休養を確保するための活動時間

（1）適切な休養日の設定

ア. 1日の活動時間は、平日は2時間、休業日は4時間（附属中生は3時間）を上限※とする。活動時間には準備・片付け・移動時間を含まない。（※生徒が希望し、校長が安全であると判断した場合（以下「特別な場合」という）には「程度」とする）

イ. 1週間あたりの活動時間は12時間（附属中生は11時間）を上限※とする。（※特別な場合には「程度」とする）

ウ. 附属中生の部活動体験の支援にあたった生徒の活動時間は、上記の活動時間には含まない。

エ. 年間を通じて週当たり2日※以上を休養日とする。（※特別な場合には1日とする）

また、休日（土・日・祝日）に休日の活動時間の上限を超えて大会参加、練習試合等で活動した場合は、休日に休養日を振り替える。

オ. 公式大会等を控えた2週間前からに限り、休日に連続して活動し休養日を他の平日に振替えることを可とする。

カ. 長期休業中に、1週間以上の連続した長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

キ. 原則として、朝の活動は行わない。ただし、大会等の直前であり、放課後のみの活動では施設等を使用できない場合は、1日の活動時間の上限以内で活動することを可とする。

ク. 練習試合・合宿並びに大会前の練習等においては、「県運営方針」の運用に係るガイドラインを踏まえて、適切に運用する。

(2) 定期考査に関する活動規定

- ア. 定期考査 1 週間前から考査終了までの期間は原則活動禁止とする。
- イ. 活動禁止期間で大会の 1 週間前に限り、特別練習許可願いを提出し、許可された場合には上記の活動時間の上限以内で活動することを可とする。

(3) 学校で参加する大会等の精選

- ア. 生徒や部顧問の負担が過度とならないよう、参加する大会・試合等を精選する。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の構築

- ア. 部活動の加入は任意であり、部顧問は、部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう運営体制を構築する。
- イ. 部活動に係る費用の徴収方法や、高体連等や関係団体への登録費・大会参加費等への拠出の在り方について全保護者の理解を得る。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ア. 教育委員会や各種団体等が行う部顧問対象の研修、部活動指導員の募集・研修等に協力する。
- イ. 部顧問は、リスクマネジメントのための専門的指導力を高めるよう取り組み、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ウ. 部熱中症事故の防止等の安全確保については「熱中症予防運動方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に適切に対応する。
- エ. 部活動における体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

(3) 方針・計画・実績の公表

- ア. 学校方針・年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載し公表する。